## 「自動車登録のあり方に関する検討会」第2回議事概要

- 1. 日 時 平成 22 年 12 月 3 日 (金) 16:00~18:00
- 2. 場 所 国土交通省第5共用会議室
- 3. 委員からの主な発言
- (1) 封印制度について
  - 封印制度の議論の進め方については、制度の存廃の問題と制度の改善の問題を分けるべき。制度の存廃の問題は、今回参加している関係者が一致して廃止後の社会が問題無くイメージできるようになった時に真剣に検討すべき議題である。時間をかけて定着した制度であり、一旦廃止にすると戻すのは大変である。一方で、制度の改善は、国民負担の軽減の観点から検討すべきもの。
- 封印制度が無くなった場合のイメージが湧かず、不安感があるため、廃止には 反対である。
- 自動車は、小型船舶と異なり同型式のものが多い。自動車を外見から特定する 手段はナンバープレートであるところ、封印制度は車両とナンバープレートの同 一性を担保する手段として重要。
- O 封印制度は、自動車盗難の防止に一定の効果があると考える。インターネットで封印が販売されているが、これはナンバープレートに関する不法な用途があることの証左である。以前は簡易な作りであったが、現在は自己破壊型という、取り外しが困難な作りになっており、ナンバープレート盗難などの犯罪抑止に効力があると考える。
- 輸入車の平均価格は5百万円程度であり、高いものには数千万円する車もある。 一部の悪質な者が自動車盗難などの犯罪を行っているのは事実であり、封印が秩 序維持に貢献しているものと考える。
- 〇 中古自動車は、車台番号とナンバープレートと車検証で自動車を確認する必要があり、封印制度はこの確認を確実にする制度的担保手段である。
- 封印制度の目的は、所有権公証の制度的担保の一部であり、犯罪抑止というのは派生的な効果にすぎないのではないか。また、ワンストップサービスを推進し、 国民負担を軽減するのであれば、国民自らが施封できない現在の封印制度は廃止 すべきである。仮に廃止しないのであれば、それなりの制度設計をすべきである。
- 軽自動車には封印制度はなく、登録自動車でも封印の廃止は可能ではないか。 軽自動車の盗難の状況が登録自動車の状況と比べて多いという話は一般的には 聞かれず、封印と自動車盗難の関係は無関係と考える。仮に、封印制度の目的が

犯罪抑止なのであれば、なぜ軽自動車には封印制度がないのか、という話になる。 また、車体とナンバープレートの一体性を担保する手段は特殊なネジを用いるな ど、封印以外でも達成可能である。

- 封印制度の現状(委託制度のあり方、委託の範囲、委託手続き)は、自動車流 通の中でコスト要因となっており、コスト効率化のための改善策を求める。例え ば、封印制度の管轄制度を廃止し、全国統一のものとすべきである。
- 至近距離でない限り、封印の文字は読めず、現状でもナンバープレートとの関係で正しい地域の封印かどうかは重視されていないのではないか。
- 現在政府が推進しているワンストップサービスについては、電子申請と並行する「物の動き」をいかに円滑にするかが重要。封印制度はその観点で改善を検討すべき。
- 封印の委託制度は、歴史的経緯を経て、自動車流通の実態に応じた形となっている。受託者が責任をもって封印を管理する制度であり、現在はうまく機能していると考える。
- 全国一律の封印とする場合、管理方法が課題となる。また、偽造を考える者に とっては費用対効果が向上するので、偽造の促進になる可能性がある。

## (2) 管轄制度について

- 管轄制度の議論についても、制度の存廃の問題と制度の改善の問題を分けて議論すべきであり、存廃については、意見が分かれている現状を見れば、議論すべき時ではない。ナンバープレートの地名への影響については、国民の心理的影響も考慮すべき。一方で、制度の改善の観点から、抹消登録時や抵当権設定、嘱託などの限られた状況については、緩やかな対応を検討すべき。
- 〇 管轄制度は、徴税制度や車庫証明制度とリンクするし、リコールの際に自動車 部品を最寄りの販売店に供給することを想定すると、存続すべき。
- 〇 仮に管轄制度を廃止すると、一部地域に申請が集中することになる。また、ナンバープレートの地名が不要となり、ご当地ナンバーといった面でも影響が出る。
- O ナンバープレートの地名は、どこの車かを分かりやすくし、ドライバー同士で 見慣れないナンバーの車の運転を注意するなど、機能している部分があると考え る。
- 〇 一連の番号となっているナンバープレートの準備を除けば、管轄をなくしても、 業務としては困らないのではないか。
- 自動車の登録システムが全国統一されているという意味では、管轄制度をなく すことも可能かもしれない。ご当地ナンバーなど、地域の愛着もあるであろうか ら、ナンバープレートの地名は維持しつつ、管轄制度を使いやすい制度に改善す

ることが重要。

- 現在、住所変更時などの変更登録が遵守されていない。転居の事実が登録されていないのは、リコールの際に使用者に情報が届かず、リコール率を低下させる原因となっている。本籍地のような住所ではなく、現住所を登録に反映させる制度的検討を行ってほしい。
- 現在の登録制度を見ると、詳細な手続きのレベルで地方毎に違いが見られ、全 国企業においては対応に苦慮している。全国統一的な取扱をしてほしい。

以 上